

## 平成 21 年度第 4 回 四街道市市民参加推進評価委員会議事録

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成 22 年 1 月 6 日（水）17:00～20:45
- 場 所：四街道市庁舎新館 3 階公室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、伊藤委員、大倉委員、草野委員、  
栗原委員、三木委員  
（事務局）  
成田政策推進課長、宇田市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

### 【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 市民参加条例の一部改正について
  - (2) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

### 【配付資料】

- 四街道市市民参加条例改正案の説明
- 四街道市市民参加条例改正案 旧新対照表

## 【会議経過】

### 1 開会

(宇田室長)

定刻になりましたので、只今から第4回四街道市市民参加推進評価委員会を開会いたします。定数8名のうち6名ご出席ですので、定足数に達しております。

本日、宮原委員がご欠席、三木委員は若干遅れてご出席の予定でございます。

それでは委員長からご挨拶をお願いいたします。

### 2 あいさつ

(委員長)

皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。

早速ですが、条例の見直し、改正についての検討を前回から始めました。前回あまり進まなかったので、限られた回数でまとめなくてはなりません。

迅速にかつ中身のある議論を今回含め2回となります。大変厳しい状況ですが、是非皆さんのお知恵をいただきながら、本委員会の意見をまとめてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(宇田室長)

ありがとうございました。

それでは、議事進行を委員長をお願いいたします。

### 3 議事

#### (1) 市民参加条例の一部改正について

(委員長)

それでは、今日配られた次第をご覧ください。

議事としては、メインは市民参加条例の一部改正ですが、もう一つ配付されている資料はどのような趣旨ですか。

(宇田室長)

前回の検討の際に、委員からの質問に対し記憶でお答えしていたので、19年度と20年度の実施予定及び実績を参考資料として添付させていただきました。もし、議論に及んだ際にご覧ください。

(委員長)

分かりました。これを参考にしながら進めてまいります。

今日は、前回の確認をする時間もないので、とにかく進めてまいります。

改正案の説明の10ページの下のところからです。前回、最後に少し議論になりました市民参加の手続きに対してです。4の6条2項5号です。

元々、金銭徴収に関する事項については、市民参加の手続きを除外していますが、これを削除すべきではないかという委員からの意見があり、これについての議論をしました。委員側としては、条例の対象としてもいいのではないかという意見がある一方で、事務局としては、11ページに黄色い字であるように、改正しないという趣旨でしたが、これにつ

いて前回の記憶はあるでしょうか。これについて委員会としての結論を出して、その先に進みたいと思います。

その後、ご検討いただいていたでしょうか。

流れとしては、三木委員が金銭徴収も対象にすべきではないかと確か言われていたと思います。元々、私が出した意見でもありますが、税や手数料、使用料といった金銭徴収は、市民にとって一番関心が高い部分であること、それから市民参加、例えば、使用料を変えるにあたっては、市民が入った検討委員会や審議会で行うのも一つだし、一般的にはパブリックコメントを行うのがメインです。パブリックコメントやその他の参加にしても、意見を述べることや参加をするという手続きにより市民意思で決めるというわけではなく、決定権は議会にあるので、決定権を侵すものではないということです。

他方、新しい税を創る或いは使用料、手数料等を値上げするとすると、意見が出てきたとしても、市民からは反対の意見しか出ない可能性もあります。その場合、決定権が市当局や議会にあるとしても、結果的に反対意見が多数の場合強行できるのか、という危惧する部分があるわけです。このあたりを含めていかがでしょうか。

(中島委員)

前回の私の意見は、例えば、税法の改正に伴うような税条例の改正といった軽易なものについては、市民の皆さんのご意見をお聞きする手続はそれ程必要ではないのかもしれませんが、環境税的な新たな制度を設けて、税などを徴収することを決める時には、意見をお聞きしたほうがいいのではないかとこのことを申し上げたかと思えます。

(委員長)

例えば、国が決めたものに対して従わなければいけないケースとしては、8 ページの第6条第2項第3号、あるいは第2号の、緊急に行わなければならないものになります。税制などは3月末に決まり議会は開けないので、条例の改正すら議会にかけずに専決処分で行われていて、意見を聞く暇はありませんので、そういう意味では拾えるとは思いますが、重要な金銭徴収に係るものや新たな金銭徴収など重要なものについては、参加手続から除外しないという考え方を入れるということです。

(草野委員)

委員の指摘と市が答えている内容とすれ違いがある気がします。というのは、直接請求ということと市民参加の原理とは同一ではないと言っていますが、市は、直接請求を認めるという話をしていますので、直接請求でない市民参加の権利を否定しているような感じがするわけです。

委員長がおっしゃるように、第6条第2項第3号を適用すれば、重要事項については、基本的にはパブリックコメントで行ってもいいのではないかと考えております。

(委員長)

前回もお話ししたと思いますが、事務局で直接請求の例を出しているのは、地方自治法では、通常、住民が50分の1の署名を集めて条例提案を直接請求できるという規定があるが、金銭徴収に関するものは除外しているのでここでも除外するという言い方です。要は、直接市民が出せるものが規制されているのだから、意見を聞く必要、参加する必要もないだろうという論です。これは、多くの自治体で引用しているのですが、そもそもの経緯と

して、直接請求から金銭徴収を除いたのは、濫発が懸念されたためです。住民発議として住民が署名を集めれば、条例の直接請求がいつでもできるわけですから、それを捉えて税の減免などの条例の直接請求が戦後濫発されたので、それを禁止したという趣旨です。ところが、市民参加手続は、市民側から出せるものではなく、あくまでも行政が様々な行政活動に対して、市民に参加を求めるというもので、イニシアチブは行政側にあります。

このようにすれ違って、直ちにこれが行わない答えにはならない、意見を聞かないという理由にはなりません。

それでは、いかがでしょうか。今の二つ、「金銭徴収については、法令で決まっているとか、あるいは緊急を要するなどの場合は、そもそも適用除外事項の第2項の第2号や第3号で対応することができるが、重要な金銭徴収事項は、市民にとっても関心事であるので参加の対象とすべきである。」このような委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのような形にさせていただきます。

(栗原委員)

「重要な」というものの根拠をどのような形に考えていますか。市民に重要な影響を与えるものでしたら、参加条例に中でも市民に権利、義務を課すというところから引っ張られるということもあると思いますが、「重要」という言葉を入れますと、例えば、今ある公民館等の使用料であったり、あるいは印鑑証明や住民票をとるときの手数料であったりということは、すべて外すされてしまう気がします。

(委員長)

先程の話ですと、新設という話だったと思いますが、確かに値上げは非常に関心があると思います。重要という言葉は、誰が重要と考えるか、人によって価値観は違います。逆に言うと「原則として対象とする」でしょうか。市民にとって関心が高いものは全て重要なので、原則として対象であるべきである。ただし、緊急、あるいは法定事項については、他の適用除外事項で市民参加を行わないことができる、という趣旨でよろしいでしょうか。

(中島委員)

実務上、除外事項は、軽易なもの、緊急に行わなければならないもの、法令の規定により実施の基準が定められておりその基準に基づいて行うもの、などの項目を通常適用させて運用されているので、これを加えても問題ないだろうと思います。

(委員長)

これを入れたことによって、頻繁に市民参加をやらなくてはいけないということにはなりませんので、本当に数年に1回しかないと思います。

神奈川県南足柄市の例ですが、去年の12月議会で使用料とか手数料の値上げで十何件か条例提案されましたが、全て否決されました。南足柄市は、ご存じのとおり富士ファイルの城下町ですが、市の税収が不足し非常に厳しい状況なので値上げに踏み切ったのですが、議会はこれを全て否決しました。もっと市民の意見を聞けということです。確かに、議会在最後に判断するのですが、裏返せば、市側はそれを市民が参加をして決めていけば、議会は否決しにくいのだと思います。

この例からも、先程のとおり「原則対象で、例外はもともと規定がある」という位置づけにしたいと思います。

それでは、12 ページにまいります。

これまでの進め方と同じで、まず事務局から説明をしてもらい、それから質疑ということにしたいと思いますが、まず、第7条は参加手続の方法です。12 ページの第1号、意見提出手続についてご説明をお願いします。

(宇田室長)

第7条では4つの市民参加手続を規定しています。そのうち第1号が意見提出手続です。1番は、委員の指摘として、パブリックコメントという言葉が一般的なもので、意見提出手続（パブリックコメント）と記載すべきだ、というものです。事務局としては、パブリックコメントの主語は行政側でございます。この条例を策定したコンセプトとしては、市民参加は市民が主体となるということですから、主語は市民、これが四街道のあり方なので、パブリックコメントという言葉は条例上使いたくないという部分があります。それが(1)です。

(2)、(3)、(4)は、文言整理に該当しますが、説明いたしますか。

(委員長)

文言整理のレベルはいいのではないかと思います、一応説明してください。

(事務局)

はい。第7条第1号の1行目の終わりに、「行政活動に係る計画、条例及び制度」という表現がございます。この「に係る計画、条例及び制度」というのは、前の条文から考えると重複事項に当たらないかと判断されますので、法務と協議しながら削除するという方向で考えたいと思いますが、内容が変わるわけではございません。

(3)は、第7条で4つの市民参加手続が規定されておりますが、第1号の意見提出手続にのみ「公表する」という記述があります。「公表する」というのは、どの場面でも変わりはないのですが、ここの部分にのみ「公表する」ということが出てくるので、敢えて「公表する」という言葉はここから外し、同じ意味合いの他の文言で変えたいということを事務局として検討しています。それが(3)です。

(4)ですが、「用語説明の中で一連の手続を明確にする」ということです。実は、各手続きの後ろに括弧書きでどういう手続きを経て、何々をするという記述が書いてありますが、主語と述語が必ずしも明確になっておらず、統制のとれた説明になっていない部分が見受けられるので、「誰々が、何々を、いつの時点で、どうする」ということを全号にわたり整理したいということで改めるものです。内容を変えるものではありません。

以上です。

(委員長)

それでは、(2)から(4)については議論しなくていいと思います。

私から確認ですが、(3)は例えばどんな表現ですか。

(宇田室長)

15 ページの改正案の(1)の中にありますが、「示す」ということです。

(委員長)

分かりました。念のため申し上げておきますが、「公表」という言葉には意味があり、相手に求められなくても積極的に出すという意味が明確にあります。それを「示す」に変えることには多分問題はありますが、よく「公にする」という言葉を使う場合がありますが、「公にする」というのは消極的なオープンですから、そのあたりは、法規の人と話し合って決めてください。

(宇田室長)

反対に、全部「公表する」という言葉を使ってもよろしいですか。

(委員長)

いいと思います。「公表する」は、市民参加手続にとっては合っていると思います。

(宇田室長)

むしろ「公表」のほうが好ましいということでしょうか。

(委員長)

私は、法的にはそう思います。

それでは、(1)「パブリックコメント」という用語を使ったかどうかという委員の意見に対しては、今説明があったとおり改正しないということでしたが、これについてご意見等がありましたらお願いいたします。

パブリックコメントは、主語は市民側ではなく行政側ですか。パブリックのコメントではないですか。

(宇田室長)

行政手続法の解釈を見たところ、そのような記述の部分がありましたので、これは良くないと考えました。

(伊東委員)

今は、パブリックなど横文字が多いのですが、私は、本来の日本語で書いてもらいたいと思います。若い人は横文字を多用してみたり、言葉をすぐ短くしてみたり、日本語本来の良さがなくなっていると思います。市民には高齢者もおられるので、日本語がいいと思います。高齢者に、四街道を良くするためにパブリックコメントを行っていますと言っても、パブリックコメントって何、となってしまう。市民みんなが参加して意見を言い、市を良くしようとするものですと表現すればいいのに、パブリックコメントでは私もよく分かりません。それよりも日本語で表記したほうが私はいいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。今のご意見に対していかがでしょう。主語がどうかというよりも、伊東委員がおっしゃられたとおり、分かりやすさは大事だと思います。どのくらい一般的になっているかは何ともいえませんが、意見提出手続と表現しているところもあれば、パブリックコメントと使っているところもありますので、実際に両方あります。

逆の意見ございますか。

(栗原委員)

私は、意見提出手続の次に括弧でパブリックコメントが入っているのであれば問題はないと思います。市民参加条例の中に市民提案手続も入っていますので、混同しやすいのですが、明らかにパブリックコメントの考え方をに入れて作られた市民参加手続ということが

分かるためには、括弧して入れるのは構わないと考えます。

(委員長)

多分、解説文では入れますが、条例上のテクニックでは入れないと思います。入れるとしたら、この意見提出手続というところをパブリックコメントに替えて、説明の中で意見提出手続だということを分かるようにするしかないのではないかと思います。

多分、単に日本語と英語をこうやって括弧書きで入れるというようなやり方はないと思いますが、事務局で分かりますか。

(宇田室長)

ないかどうかは分かりませんが、見たことはありません。

(委員長)

逆に言うと、逐条ではこのような形で入れられますね。パブリックコメントとしたほうがピンと来る人もいるし、逆に、その言葉を聞いただけでアレルギー反応を起こしてしまう人もいますから、どちらかといえば日本語にするべきだと私も思います。ただし、逐条では、これはパブリックコメントのことを言っているとしておけばいいと思います。

いかがでしょうか。特に意見がないようでしたら、事務局も改正しないということですから、このままにしたいと思います。

(栗原委員)

この中で、今回意見提出という表現を用いた理由は、外来語を使用せず平易な言葉を用いること、主語を市民として、本市では市民が主体という考え方を示したことにある、ということです。

市民参加手続の4ページの第2条をお読みいただくとお分かりになると思いますが、この市民参加条例全体を創るときに、行政が市民に意見を求める手続と、市民が積極的に行政に意見を述べる手続の二本立てで作られております。第2条第6号では、市の機関が市民に意見を求める手続になっていて、市民提案手続は、市民等が市に施策等の提案を行う手続という定義付けで、全体を構成しております。

第7条は、当然市民が主体であることに間違いはなく、市民が意見を述べることができることを保証することを手続の中に謳っているのは確かですが、そのような文章だとゴテゴテした分かりづらいものになってしまい、全体がすっきりしない気がするので、この点については、敢えて主語を市民にしなくてもいいのではないかと考えます。

(委員長)

第7条第1号に、言葉として主語がある訳ではなく、意見提出手続という言葉自体が提出する側、主語というより主体が市民、行政手続法では意見公募手続といって、主体は行政なので、意見を求める側から見ているということです。主語というよりも言葉の主体をどちらに置いているかということだから、文章的には読んでこのとおりだと思いますが、そのあたりの市の考え方はそういうことですね。それでよろしいのではないですか。敢えて公募に変える必要はないと思います。

それでは、13ページの第2号に入ります。

(宇田室長)

第2号意見交換会手続で、二点ありますが、文言整理です。

まずは、用語の説明の中で一連の手続きを明確化するもので、内容は変えておりませんが、15ページの黄色い部分が表記を変えた箇所です。

2番目は、「市の機関」という部分が重複していると判断されますので、これは削除すべきだという内容でございます。

(委員長)

(2)は全く問題ないと思います。

(1)について確認ですが、これは確か、この委員会の議論の中で私が言った記憶があります。第1号に比べて第2号が尻切れトンボということです。言葉はここに示されていませんが、その後どうするのか、意見交換をして、その後どうなるのかと、そういうことですね。これは確認まででよろしいですか。

それでは、次に3に行きます。

(宇田室長)

13ページの中ほど、第3号の審議会等手続で、これが6点あります。

まずは委員のご指摘で、公募委員の構成要件を条例又は施行規則に明示すべきかを検討すべきだということでした。現行では、公募委員は1名でも可。十数人の審議会で1名のみを公募の市民が入ることで市民参加手続を完了したとみなすことが妥当かどうかということです。これは第11条26ページで、各手続きの細部を規定している部分がありますので、そちらに委ねます。

(2)についても、公募委員の規定を新たに設けるか、別に定めるとするか、これも27ページ第11条に譲ります。

以降は文言整理ですので説明いたします。これも一連の手続きの明確化ということで、15ページの(3)、黄色い部分のとおり変更するものです。審議会が「市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を示す一連の手続きをいう」と、「一連の手続をいう」言葉で示されているので、最初から最後までの一連の手続きを丁寧に文言表現するというのが妥当との考え方で、このように示しました。文言の使い方等は法務担当と協議したいと思います。

以上が3番目です。

4番ですが、実は審議会の現行条文で、最初に「市の機関が計画等の案を示し、これに対する意見を求める」となっていますが、実際、案を示さないで審議会に付議している場合もあります。条例の条文で、「案を示し、案に対する意見を求める」と謳ってしまうと、全部をそうしなくてはいけないということになってしまいますので、ここでは案を示すということには言及しないで、「意見を求める」という表現に留めるということにしたいという内容です。文言整理ではありません。

次の(5)番、「市の機関の求め」の解釈の問題です。「市の機関の求め」とは、「市からの諮問」と捉えるのが一般的ですが、条例や要綱で諮問手続をしていない審議会等もあり、この場合であっても、審議会に対して計画等に対する意見を求める行為を行っていることから、この点を「運用及び解釈」の中で補足すべきではないかと考えます。

次に、「意見」の解釈ですが、「意見」とは、審議会等から市の機関に提示する「答申」または「提言」「提案」と捉えるべきですが、現状の運用の中で審議会等の会議の中で委員

が発言したことを意見と捉えている場合が多いので、この点は「解釈及び運用」に注記していきたいということでございます。

以上です。

(委員長)

はい。まず赤字になっている(1)、(2)については、第11条で出てくるので省略します。(3)から(6)、文言整理などが中心ですが、これについてはいかがでしょうか。

(草野委員)

(4)ですが、「現行条文には、案を示して」ということが書いてあり、「案を提示しないで諮問することもあります」となっています。案を提示しないで諮問するという意味合いがよく分からないのですが、どういうことですか。

(宇田室長)

案を提示して諮問する場合ですが、事務局で案を作り、会議資料として提出して、これでいかがでしょうかとお示しするもので、このような形で行っているのが殆どですが、中には、この問題についてどうお考えになるか、皆さんで議論して、建設的な意見を委員会の中で出していただき、市に提案してもらおうというような委員会の進め方も中にはあります。

(委員長)

今のこの議論もそうで、案は示されていません。あくまでたたき台というか、我々が議論するだけのものであって、先程から委員会としての意見を出していますから、私はむしろ案を示さないほうが多いのではないかと思います。よくあるのは、本当に何もなくて、何とかの検討について諮問します、といったもので、それに対して全部委員会が提言書を作るのもかなりあります。

(草野委員)

私は、骨格は示すと思っているのですが、そうではないのですか。

(委員長)

逆に全部出しているのもありますので千差万別です。

(草野委員)

分かりました。

(委員長)

私が気になるのは、求めに応じないで建議する場合はありませんか。こちらの審議会ではありませんか。

一つ例を挙げると、建築審査会は公募委員が入っていないから対象にならないと思いますが、建築審査会は委員会自体に建議機能があり、市から求められなくても自発的に審査会としてこういうことを行うべきだとか、こういうことを見直すべきだと意見を出せます。もし公募委員が入っている審議会等でそういうような事例があるのであれば、(4)の内容だと、建議は該当しませんね。

(宇田室長)

そもそもの考え方ですが、市民参加手続は、行政活動に対して市民意見を求めたいという行政の姿勢から発しています。建議は、審議会からの自発なので、市民参加手続には該

当しないのではないかと思います、敢えて建議に該当するような文言はここで入れませんでした。

(委員長)

今の事務局の説明は、第2条第6号で定義している「市民参加手続」の趣旨です。市の機関が行うことに対して市民参加が行われるということです。

(中嶋委員)

説明にあったように、「市の機関の求め」の解釈については、補足で、諮問手続がなくても意見を求めるということで手続きがないということですか。

(宇田室長)

諮問と限定しませんが、求めはしていくということです。

(栗原委員)

案がなくても諮問するということですね。

(委員長)

それは先程の話で、私が申し上げたのは、例えば、市長から諮問など、これについて考えてくれというのではなく、我々が市民参加について何か新しいことを考えましょと、委員会で作り、こうすべきだという意見を提出するような、そういうことはここでは読めないねと言いました。

それに対して、元々この条例は、市の機関が行政活動をするときに意見を求め、参加を求めるとするのがベースであるとの説明でした。これはこれで理屈は通っています。ただし、建議機能があるような場合について、市は意見を聴かなくていいという意味ではありません。

(中嶋委員)

この委員会についても、建議機能があったほうがいいのではないかという話も出てくると思うので、それと合わせる意味でも、求めに応じない部分についても、市民参加の一つとして意見を市の機関に言うべきだろう、ということも入れたほうがいいのではないかと思います。(5)の解釈を間違っていたので。

(委員長)

仕組みの問題で、それも含めると、条例の構造が崩れるような気がします。

(中嶋委員)

何か市で行おうとするときに、どのような市民参加手続を経なければいけないかということは定めているわけですが。

(委員長)

市の機関が、条例や計画を作ろうとかいうものがない段階で、この条例の仕組みの中に、市の機関と関係なく、審議会側が何かをやろうと、それについて市から意見を求めたり、参加したりすることをここに謳うというのは、確かに良いことですが、ちょっと筋が違うような気がします。

(中嶋委員)

条例の改正ではなくても、「解釈と運用」の中で拾っていただくとかはできませんか。

(委員長)

そういうのも積極的に取り組むべきだという感じでということでしょうか。

(中島委員)

そうです。そういうのも積極的に取り組むべきだということを入れていただいたらどうでしょうか。この市民参加条例も、別の部分で市民提案手続もあることですし、「解釈と運用」などの部分で、建議的な部分についても市民意見として積極的に取り入れていくというように入れていただくといいのではないのでしょうか。

(委員長)

そもそも、今の議論にさせないために、15ページの第7条、(3)の3行目、黄色の最初の部分の「市の機関の求めに応じ」という文言を削除してしまえばいいのではないのでしょうか。文章の整理は必要かもしれませんが、それで十分対応できような気がします。

ここで言いたいのは、市民が入った会議でかかるものが市民会議手続だということで、実際にどうやるかは後の第11条で出てきますから。

(伊東委員)

事務局の「市の機関」というのが文章の中に随分重複していますが、これは取り除くということでもいいですか。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

ここでは、「建議機能を持つような審議会等もあるので、その取り扱いをどうするか、しっかり整理すること。条例あるいは逐条などで整理するべきである。」というようにしましょうか。

(三木委員)

遅れてきたので重複するかもしれませんが、要は、今年度はこの案件について、このような参加手続があるという、事前行為の手続きがあって、条例の対象となっているそれぞれの機関が、事前にきちんと公表したうえで行うのが基本です。基本的には市が予定し、これに従って市民参加手続を実施するというのがこの条例だと思います。

これに対し、建議機能は審議会の独自の機能であって、そこで建議の意見を出すことは何ら妨げられるものではなく、しかし、この条例の枠組みとしては、実施機関が予告をし、事前公表をし、主体的に手続きに則ってやるということなので、審議会等手続もそのようにならないと、全体的の枠組みが歪んでいくように思います。

事前公表の手続きがあり、事前の評価があり、事後評価があるというのは、全体のフレームワークなので、私はそれとは別なイレギュラーなラインを作る必要はないのではないかと思います。ただし、それぞれの審議会が、独自の建議機能を持っているのであれば、それぞれの審議会の判断で適切に意見を出していけばいいので、ここは分けたほうが制度の枠組みとしてはすっきりするのではないかと思います。

(委員長)

実は私は全く同じことを申し上げていました。

(中島委員)

そういうことを「解釈及び運用」で、念のために入れておいたらどうかということです。

(三木委員)

この規定によって審議会の建議機能が妨げられるわけではないということをはっきりさせておけばいいと思います。

(委員長)

おっしゃるとおりで、第 11 条を見ていただくと、建議機能とは全く読めません。市が公募委員の入った審議会を使って動かすときの手続きが書いてあるわけですから、このベースとなる審議会等手続とは何かというところに建議が入ってしまうと、これは全然読めないものになってしまいますので、やはり、後は逐条でフォローするかどうかは別の話として、原則は事務局で出している 15 ページに書かれた形でいきたいと思います。

それでは、ここの点は以上とします。

次、14 ページ第 4 号、市民会議手続について、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

はい。市民会議手続で 5 点ほどあり、まず、第 1 点です。市民会議の特性を考慮すると、自主的運営を確保することが適当だ、という委員からのご指摘です。事務局で示した資料の青い部分、29 ページに出てきますが、第 12 条第 3 項では「市の機関は、市民会議の議論が円滑に進行するよう、市の機関の職員、当該計画等に関する知識又は経験を有する者その他必要と認めるものを出席させることができる。」と規定しており、市民会議は原則自主運営ということが前提であると読み取れます。しかし、自主運営を条例で位置付けてしまうと、議事進行や意見集約、記録など、様々な業務が参加者に課せられて、参加意欲が低減する懸念があると思います。

今まで市民会議手続を行っている事例は、市民活動推進室の 2 例のみで、実例が少なく、本市の市民会議の成熟度から、現段階では完全な自主運営は求められないので、自主的な運営を確保すると改正することは、時期がまだ早いのではないかと考えます。

次の 2 番目、手続の構成・透明化を図る趣旨からも、会議での結果をまとめて公表することが望ましい。その後に関しても、意見に関する市の機関の考え方(採否を含む)を公表する規定を設けるか否か検討する、と委員からご指摘をいただきました。

事務局としてもそのとおりと捉え、「公表する旨」を加えます。詳細については第 12 条で位置付けますが、公表する旨を加えるということで、第 7 条第 1 項第 4 号の中では、15 ページの(4)の黄色い文言の中、最後に「考え方を示す」という内容があります。これは「示す」という言葉を使うのか、あるいは「公表する」という言葉にするのかは今後の課題となりますが、「公表する旨」を加えたということです。

(3)は委員のご指摘ではありませんが、市の機関と市民会議との関係です。一応自主的な運営というのが根本ではありますが、現在の規定では「市の機関と協力し、又は連携して」と位置付けています。これを位置付けることは、原則的には自主運営ということに反してしまうのではないかと思います。あくまでも市民会議は、公募市民による独立した検討会議の機関で、第 12 条で市のサポートが可能ということを行っているのですが、第 7 条の部分では「市の機関と協力し、又は連携して」という文言は削除したほうがすっきりするのではないかと思います。検討していただきたいと思います。

次の(4)、市民会議の定義付けですが、本条以降に市民会議という表現が出てきますの

で、これは文言整理ですが、「以下、「市民会議という。」という一文を加えています。

次の(5)の「公募」の解釈ですが、市民会議は全員公募ということで定めておりますが、三鷹市、和光市などでは、公募以外に無作為抽出した市民に参加を呼びかけ、市民会議を構成している場合があります。この方法は、公募の趣旨に反しない、市民への参加誘導となる、参加する市民が拡充するなどにより市民参加促進につながるので、「解釈及び運用」には、公募に加えて、無作為抽出し選考に応じた市民を加えても差し支えないことを加えたいという考えがあります。

以上です。

(委員長)

最後の「公募」という名は条例上使うが、無作為抽出も入るとのことでしょうか。

(宇田室長)

そのように考えています。

(委員長)

分かりました。

(1)ですが、自主的運営を確保するということが委員から指摘がありましたが、この点は改正しないということです。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。それでは、そのままにします。

(2)の「公表する」について。第4号では、考え方を示すとなっておりますが、これはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次、(3)の「市の機関と協力し、又は連携して」という、これは委員からの意見ではなくて事務局の考えで削除したいということ、これはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点。委員会で言うのは余計なお世話かもしれませんが、条例改正で削除するというのは、見方によっては、市と協力や連携をいなしという趣旨ともともとれます。これまで条例に入っていたのを抜くことになるのですが、そういう解釈ではありませんね。

(事務局)

そうではありません。

(委員長)

条例は形になっているものだから、削除するが第12条第3項にもあるとおりで、市との協力や連携はしていくのだと、条文からは整理するだけだということを明確にしておかないと指摘される可能性があります。

それから怖いのは、市民会議側が市と対立してしまうケースがあります。市民会議側は、もう任されたのだから、市は市民会議が出したとおり従えと言いますから注意してください。そこだけコメントを入れてください。

次は(4)、市民会議の定義付けですが、これはいいですね。

15ページ(5)「公募」の解釈に無作為抽出も入るのだということ。よろしいですか。

(三木委員)

公募の意味が、規定によって意味合いがまちまちというのは、不自然な感じがします。市民会議の公募はどういう要件で、これまで市選出で2回やったときは、どういう条件で

募集したのでしょうか。

(庄嶋主査補)

これまで市民会議手続の扱いで2件実施していますが、参考資料をご覧くださいと、平成19年度実施予定の一覧表の1番目「市民協働制度導入のための指針の策定」の中で市民会議手続を実施し、30人くらいの方が手を挙げられて、全員を採用しました。

また、平成20年度に参考資料の5枚目の10、「(仮称)市民活動センターのあり方の策定」では、「(仮称)市民活動センター」のあり方検討会を市民会議と位置付け実施しました。10名弱の応募がありましたが、審議会の委員と同じように選考し3名に絞りました。

前々回のこの委員会で、昨年度の実施状況を報告した際に、市民会議と審議会等と何が違うのかというご指摘を受けております。市としては、2つ目の案件についても市民会議手続と思っていましたが、審議会等手続のほうが適当ではないかという委員の皆様のご指摘を受けて、現在ではそう考えているところです。

(三木委員)

2つ目は、公募委員に対して別の立場でこの会議に加わっていた委員の方がいらっしゃるということですね。

(庄嶋主査補)

そうです。

(三木委員) 公募のみで構成されてはいないということですね。

(庄嶋主査補)

そうです。1番目の「市民協働制度導入のための指針の策定」に関しても、市民以外に15名程度の市の職員のメンバーも入り、市民と市の職員によって議論をする方法を取っています。

(三木委員)

市民会議手続での公募は、それを実施しようとする担当課が解釈して実施しているということですね。

(庄嶋主査補)

そうです。他の3つ、意見提出手続、意見交換会手続、審議会等手続と比較すると、緩やかな規定ですので、市民会議手続をどのように捉えるかが課題となっていて、この場合も市民会議手続と捉えて実施していたという経緯があります。

前々回の時に、市はどのような判断を下していたかということと、委員委嘱の有無という観点で区別していると委員会では言いましたが、それはあまり基準にはならないとご指摘を受けたので、以後実施するときは参考にしようと思っていました。ちょうど条例改正の検討を行っているので、それを明確にするタイミングと思います。

(委員長)

やはり第3号と第4号の違いが気になります。条文に書いてあるとおり、第3号の審議会等手続は、委員の全部又は一部が公募により委嘱された市民となっているので、全員が公募でも審議会になるということです。規定を分けて、手を挙げた人を全員入れるのが市民会議手続だというなら、そのように書けばいいのではないのでしょうか。

担当課の判断によって、これは市民会議にする、これは審議会等にするというのはおか

しいと思います。何らかの根拠が必要ですし、その一つが委嘱なのか、あるいは報償費を出すか出さないかなどです。

市民会議は完全にボランティアという考え方はあると思いますので、どこかで明確に分ける必要があると思います。担当課によって判断が変わってしまうと分ける意味がなくなってしまうので整理をしてください。それによって第3号の「委員の全部」を削ることになる、あるいは第4号で「公募に応じた全ての市民等」などという形にするのかですが、そのあたりの整理はしなければいけません。

我々の意見としては、「審議会等手続と市民会議手続を明確に整理して規定すること」という意見を出したいと思います。

それから、私が気になるのは、無作為抽出を公募としていいのでしょうか。

ここに書いてある三鷹市や和光市の規定はどうなっていますか。

(庄嶋主査補)

三鷹市に関しては中嶋委員が詳しいと思いますが、市民参加条例自体はなく、無作為抽出型で行っている会議があるというだけで、条例に基づく会議ではありません。

和光市の場合も、無作為抽出で行った会議は同様で、条例に基づく会議ではありません。

(三木委員)

そうすると、アンケートやモニター登録とどのように違うのかという話になりませんか。会議として市民が集まっているので一定の合意形成や議論のプロセスがあり、アンケートやモニターとは明らかに違うのですが、どう違うのかという感じはします。

(庄嶋主査補)

事務局でも十分整理ができていない部分ですが、市民参加手続として定めている意見提出手続から市民会議手続までの4つの手続きについては、参加したいと思えば参加するチャンスがあるということが条例の原則です。三木委員がおっしゃるとおり、参加したいと思っても無作為抽出で外れたら、そもそもその機会すら与えられないという場合は、原則から外れると思います。

実施するとすれば、第5号のその他で、無作為抽出型の会議を実施するのが適当だと思います。

(宇田室長)

補足ですが、事務局としては、市民会議をもっと実施してもらいたいのですが、募集しても集まらないと担当課から聞いていましたので、なかなか市民会議に踏み切れないという事情もありました。公募しても参加者が少なく、人数を補う手段として無作為抽出を行い、興味を示す市民を呼び込もうではないかと考えました。公募の補完として無作為抽出を併せて実施するのも可とするという意味でここに書いたのですが、そうは読み取れなかったので申し訳ございません。

(委員長)

それは条例に書くよりも運用でいいと思います。つまり、公募はしたうえで、プラスアルファとして無作為に抽出した市民に、「入りませんか」と声をかけると言うことです。極端に言えば、無作為でなくても、知っている人に「入りませんか」と声をかけてもいいわけです。その人が参加すれば、それは公募とすればいいのではないですか。無作為で入れ

るのではなく、無作為で補完的に声をかけ、その人が参加すると言えば、これは公募として扱えますので、別に書かなくていいと思います。

強制的に参加させられる、あるいは参加したくても参加できない、この両方は絶対まずいので、そういう整理でいきます。

無作為抽出については、ここでは言わないことにします。

(栗原委員)

この考えが正しかったかどうかは分かりませんが、市民参加条例の市民原案を作ったときに、審議会と市民会議手続の両方を考えてありました。

市民会議手続は、その当時はワークショップという考え方で作っていたのですが、二つの違いは、審議会は行政から出された叩き台に対して専門的な審議をしていくということ、市民会議手続は、市民の力でゼロから計画や政策そのものを作り上げていくための組織ということを前提にして作り提案したので、参加した市民がオープンかクローズか、あるいは報償費が出るか出ないかということは全く考えていませんでした。

(委員長)

今の話ですと、極端に言えば、審議会の中にそのようなものがあってもいいのではないかということになるので、それを分けて、規定上どうするかというところだと思いますが、言っていることはよく分かります。

私に関わっているもので、市民だけの市民会議で、ゼロから自治基本条例の叩き台を作り、それを受けて審議会で議論していくというのもあるのでよく分かります。それが、最初の括弧の市の機関による計画等についての市民意見の方向性を見いだすためにという部分で何となく表現しているのですね。

(栗原委員)

改正案の中では、「計画等についての意見を市の機関に提出し」となっていますが、計画等についての意見ということではなく、計画を行政と協力や連携し、市民の側から作り上げていきたいということなので、方向が少し変わってしまったという気がします。

(委員長)

事務局は今の件、どのようにお考えですか。

(庄嶋主査補)

市民会議手続は、行政側が実施予定を公表した上で、実施の方法の選択は行政側にあるという観点でいうと、市民側でゼロから作るために行うというようなものは、行政側が先にひき金を引くという点で、扱いとしては難しいのではないかと思います。

市民会議と呼ばれるようなものがこれまで使われてきた経緯を見ると、以前、三鷹市で総合計画を作られたときは、建前としては市民側が会を立ち上げ、市とパートナーシップ協定を結び、市がそういう位置付けの会議とみなして、そこでの意見を尊重する形をとりましたが、現在の条例の形で市民会議手続が入っていると、栗原委員が言われた当初の市民委員会で想定していたような方法は、なかなか出てきにくいのではないかと思います。

(栗原委員)

あくまでも、行政の要請に応じて会議が作られるということが大前提だということです

ね。市民が自主的に会を作り、それを行政の側に認めてくれという考え方ではなく、行政から要請が出た場合には、要請に合った計画や政策、条例等をゼロから作り上げる委員会があってもいいのではないかと思います。

(委員長)

栗原委員が言っていることはよく分かりますが、この文章では、そうは受け取れないですね。15ページの改正案の(4)の第7条第4号、下から2行目、「計画等についての意見を市の機関に提出し」となっていますが、これでは、市がお膳立てをして、市民で構成する委員会が意見を述べるだけになってしまうので、少し文章を工夫して、「意見を提出し、又は計画等の案を提出し」とか、「原案を提出し」という言葉を付けたらどうでしょうか。

(宇田室長)

案ということですが、要はワークショップの成果物として、必ずしも一つの案でまとまらないだろうという前提があり、例えば両論併記や考え方みの提示ということもあるだろうから、敢えて「案」という言葉は使わないほうがいいのではないかと考えました。

また、市の機関の計画等についての市民意見の方向性を見いだすということで、まず何もないところから計画等に関して、市民の皆さんで意見を揉んでくださいということが前提になっていますから、市民会議で「市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を提出する」という表現をしました。

(委員長)

それでは、逐条解説に明確に書いてもらいましょうか。

(宇田室長)

どうしても条例中の条文で表すと、この手の分野は一文で表現しないといけなくて、とても悪文になってしまい、いろいろな読み下し方があっては好ましくないなので、どのような表記の仕方がいいのか迷っていますが、もしよろしければ、解釈で少し平易に噛み砕いた表記にしなければいけないと思います。

(委員長)

いずれにしても、表現自体をこの委員会でチェックすることは無理なので、栗原委員が言われたニュアンスは事務局も分かったでしょうから、そのような表現になるべく整理していくことと、それをフォローするための逐条解説の中で、ゼロからの市民会議の審議での検討で作り上げていくという趣旨のものを説明として加えるようにする、ということを我々の意見としたいと思います。

(伊東委員)

下から4行目、「公募に応じた市民等で構成され継続した議論を行う集まり」という文言がありますが、「集まり」は抽象的なので「会議」とかに直してはいかがでしょう。

もう1点は、「市の機関の求めに応じ」、委員長が言われた計画等についての文言は、「行政活動」という一つの言葉に絞ったらいかがかだと思います。

(委員長)

それでは事務局からどうぞ。

(宇田室長)

「計画等」というのは、「以下、「計画等」という」ということで、第7条第1号で定義

されています。

(委員長)

「集まり」はどうですか。

(宇田室長)

最初「会議」と仮置きしてみました。会議とした場合に、合議体としての会議なのか、その時の打ち合わせの場としての会議なのかが明確ではないのではないかという議論がありました。実は、この「集まり」という言葉は、印西市で実際に条例の中で使っているの、「集まり」という言葉を使ってみました。

(委員長)

表現は事務局に任せたらいかがでしょうか。会議という意味が二つあるということでしょう。会議体という意味とその都度の会議という意味ですね。

(事務局)

どちらかという、後者の意味で捉えられがちなので、これは連続した会議体ということで、会議体としたほうがいいですか。

(委員長)

その表現は堅いですね。少し検討してくださいという意見にしたいと思います。

それでは第8条にいきます。まず第1項について説明してください。

(宇田室長)

第8条は「市民参加手続の実施」です。どのように実施していくのかということの規定しています。

まず1の第1項、委員のご指摘で、「意見提出手続」か「意見交換会手続」のどちらか一方を必ず実施するという規定ですが、市民誰もが意見を述べる機会を保証するという趣旨であれば、意見提出手続は原則的に実施することとすべきではないか、ということがございます。事務局の案が書いてあり、結論的に「改正しない」と結んでいます。事務局でも迷っていて、行政手続法で意見公募手続というものは必須事項となっていることから、それとの整合性を保つためにも委員ご指摘の部分は可とすべきではないかということもあるので、これは議論していただければと思います。

もう一つ、「意見提出手続」と「意見交換会手続」を誰でも参加できるということでマッチングさせています。そのうちのいずれか一つが現行条例では必須となっています。もう一方で、「審議会手続」と「市民会議手続」をマッチングさせています。これらは継続して議論をする手法で、どちらか一つを行う努力をなさないと規定しています。「意見提出手続」を必須にすると「意見交換会手続」が宙に浮き、どれとマッチングさせたらいいかというところも若干迷うところです。ただし、ここで宙に浮いたと申し上げましたが、「意見交換手続」と他の「審議会手続」と「市民会議手続」のいずれか一つを努力義務にするのか、あるいは3つのうち2つを努力義務にするのか、あるいはいずれか一つを必須とするのかという組合せも考えられます。ここには書いてありませんが、それも選択の一つだと思っておりますのでお願いいたします。これが(1)です。

(2)、委員さんのご指摘で、第6条第4項に基づき、任意に行う市民参加手続の場合の取り扱いが不明確なので、規定を整備したほうがいいのではないかというものです。ご指

摘のとおり改正するということにしました。

次の18ページ、第8条、「市の機関は、第6条第1項各号及び同条第4項に掲げる行政活動を行おうとするときは」というように、黄色い部分「及び同条第4項」という文言を加えさせていただきました。

以上が1項についてです。

(委員長)

それでは、(1)は大きなテーマとなりますので、(2)を先に検討したいと思います。

8ページの第6条第4項は、任意実施ということで、必ず市民参加手続を行わなければいけないものではない行政活動についても、市の機関の判断で市民参加手続の対象とできる、そうした場合については、どの手続をどのように行うのかということをごをここで言うべきではないかということで、18ページの第8条第1項に「及び同条第4項に掲げる」と加えたということですが、何かご意見ありますか。

念のため、追加で実施する分については、ここまで実施しなくてもいいのではないかという考え方もあると思います。

(栗原委員)

任意で実施する場合にも、必ず一つを行い、もう一つは努力義務だが、努力義務であっても必ず選ぶ、選ばない場合にはその理由を説明するということですね。

(委員長)

そうです。同じように扱い実施するといった以上は、実施するという趣旨です。

(栗原委員)

不安点は、これで任意の参加が減ってしまわないかということです。

(委員長)

あとは市の姿勢ですから、条例上はよろしいのではないのでしょうか。

それでは(1)ですが、こちらはいかがでしょうか。

事務局も、パブリックコメントを必ず実施するという考え方もあるということです。ただし、その場合には「意見交換会手続」をどのような位置付けにするかということです。

ちなみに、「意見提出手続」は義務、それ以外は、一つは必ず実施するというのが多いパターンです。「意見交換会」も「審議会手続」も「市民会議手続」も、全部土俵は一緒にしてしまって、というのは多いです。

事務局の元々の考えは、「意見提出手続」と「意見交換会手続」は誰でも参加ができるので、どちらかを実施するという考えです。ただし、16ページの真ん中あたりに書いてある赤字の「しかし」という部分、意見交換会は、会場に足を運んで意見を述べることになるので、その時行けない可能性がある、それから声の大きい人とか多数意見を言われた中で違う意見を言えるかということになってしまうと、果たして意見提出手続と同じ効果といえるのだろうか、というのがこの部分ですが、いかがでしょうか

(栗原委員)

初めは、「意見提出手続」か「意見交換会手続」のどちらか一つが実施義務で、「審議会等手続」と「市民会議手続」が任意ということで考えていました。大体似たような性格を持っている二つから一つずつ、皆さんが誰でも意見を述べられることが保証されているほ

うを義務付け、もう一方は任意実施にするということで考えていましたが、確かに「意見交換会手続」が誰でも意見を述べられるかというやはり難しいと思いますので、「意見提出手続」を義務付けにして、残り三つの市民参加手続の中から一つ選ぶという方法が現実的にはいいのではないかと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

(草野委員)

市の担当部署のアンケートを見ますと、重要案件については「審議会等手続」で実施すると答えています。また、「意見交換会」でも参加者が非常に少ない場合があるので、自由に意見を述べる機会が十分かどうか検証する必要があると思います。「意見交換会」にするのか、「審議会」にするのか、「意見提出手続」にするのかは、順位付けがあってもいいのではないかと思います。

全てを「意見提出手続」にしても、不特定多数に声をかけたが集まった方があまりいないということになると、本当の意味で市民参加ができていたのかという気がしますので、「市民会議手続」は別にしても、三つの手法に重要度を設定してもいいのではないかと思います。

(委員長)

ということは、逆に審議会は置かなくてはいけないということでしょうか。

(草野委員)

重要さの度合いによって、審議会は必ず実施ということにして、公募委員に関する規定を別途設けると21ページで書いていますが、公募委員をもう少し充実させることなどにより市民参加を充実させる方法もあるのではないかと思います。

(委員長)

確かに「意見交換会」、あるいは「パブリックコメント」はあまり意見が出てこないの、むしろ「審議会等」を充実させるべきだというのはおっしゃるとおりですが、一方で、審議会は手を挙げても委員になれません。例えば、公募委員は3人とした場合、10人から手が挙げたら7人は落ちるので、落ちた人たちは意見を言えなくなります。

対してパブリックコメントは、必ず意見が言える手続です。意見が少ないことは問題ですが、必ず参加できるという制度が「意見提出手続」です。それに準ずるのが「意見交換会手続」だと思います。これは、決まった日の決まった時間に行かなければなりません、会場に行けば意見を言うことはできます。

そういう意味では、重要度というよりも、誰でも言えるという仕組みも必要だし、一方で議論に議論を重ねて作り上げていく審議会や市民会議も必要だとも思います。

草野委員の話をもとめると、意見提出手続は実施する、意見交換会はそれを補完するために実施できるなら実施する、それとは別に、審議会か市民会議手続を実施するようにしてほしいということで三段階、先程事務局が説明した形になるのではないかと思います。

(草野委員)

それならよく分かります。

(委員長)

複雑になりますが、いかがでしょうか。

(三木委員)

意見提出手続ですが、確かに間口は広いのですが、個人の負担が大きい手続で、与えられた資料だけで理解しなければなりません。

市民に比較的馴染みがあるものとそうでないものがあり、例えば、私が関わっている情報公開や個人情報などは、市民にとって言葉そのものは大事だと思いますが、出てくる条例や資料を見ると非常に技術的で、どのような意見を言っているのかよく分からないものが非常に多くあります。技術的な話なのでそれも当然だと思いますが、そう書くという意味になるのかということを読み解く作業があります。

意見手続は、実は間口は広いのですが、そういう意味では意見を出すときの個人の負担は大きいと思います。

誰もが意見を言える意見提出手続を全ての市民参加対象に行うことは必要なので実施したほうがいいと思いますが、市民参加の目的は、単に意見を聴くだけではなく、政策や行政活動に対する理解を深めてもらう意味もあるので、意見交換会も重要な手続だと思います。他の審議会とは少し違う側面があると思うので、私も三段階くらいで考えてもいいのではないかと思います。そうでないと、資料は分かりやすく作っていただいても、情報の格差はなかなか埋まらないので、しょうがないと諦めるのではなく、手続上の工夫をすることにより、行政活動を理解してもらう機会を持つということは大事だと思います。

(委員長)

他に意見ございますか。

草野委員の意見でいくと、意見提出手続は実施する。内容に応じて、第2項にある「審議会等手続」、「市民会議手続」を極力実施するように努める。「意見交換会」については、「意見提出手続」を補完するということでしょうか。意見提出手続では十分意見を出すことが難しい場合、意見交換会手続を用いる、このような形で委員会としては意見を出してみましよう。よろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

続いて、17ページ、2です。

(宇田室長)

第1項の特例を新設する趣旨なのですが、今の議論の後だと空振りになってしまいます。18ページに示したように黄色い部分を第2項として加える形になるのですが。

(委員長)

それではよろしいですね。

これは前の意見を踏まえながら、行政手続法で対象にしている規則や審査基準などについては、法が意見公募手続を入れているので、条例も義務付けようということですね。意見提出手続をやるべきというのがこの委員会の意見になりましたので外しましよう。必要ありません。

次、3をお願いします。

(三木委員)

ごめんなさい。今のところで、改正案として出していただいたものは、第5号の中に何が含まれるかということを書いているという意味では入れること自体は悪いとは思いません。

んが、条文化することは難しいと思います。今の条例はかなり抽象的に書いてあるので、解釈の中でこんなものも含むということ意見を意見として出したいたいのですが。

(委員長)

確認ですが、どこになりますか。

(三木委員)

第6条の第1項です。

(委員長)

9ページの赤いところ、これに対して事務局の対応策が第8条の新しい第2項です。

(宇田室長)

ここはペンディングになっていまして、三木委員が、後で第8条を見ないと内容が分からないような条例の仕組みでは好ましくないの、この部分は第6条の第1項に持つべきではないかと、前回おっしゃっています。

(委員長)

考えとしては、まず第8条、市民参加手続の方法は、対象全てに対して意見提出手続を実施する、それ以外に審議会等手続か市民会議手続を実施するよう努める。意見交換会は、意見提出手続を補完する形で必要に応じて行う。

行政手続法では国の機関に対して意見公募手続、四街道市では意見提出手続を義務付けているものとして、国の場合は政令、省令、許認可の審査基準、処分基準、指導要綱などが意見提出を求めなくてはならないことになっています。

9ページの赤い字、四街道市も、国の政令、省令に当たるものとして市長が定める規則、許認可の審査基準、処分基準、指導要綱などがあり、国もやっているのだから、意見提出手続の対象とするべきではないかということでペンディングになっていましたが、対象とすれば意見提出手続は必ず実施するようになりますので、それでどうでしょうか。

10ページのとおり、事務局としては、市民生活に大きな影響を及ぼすということで改正せず運用で対応したいということです。先程議論になった、重大とか重要とか影響があるというのは市が判断するわけですが、それでは、規則も市の判断によっては対象としない、判断によっては対象にするということになってしまいます。私としては、たくさん対象があるわけではないし、既にあるものを今から意見を取り直せというわけではなく、これから新しく規則を作る、あるいは規則を改正する、新しい許可の基準をつくる場合が対象になるので、私自身は対象にしたほうが良いと思っていますが、いかがでしょうか。

それで異論がなければ、対象にするということで委員会の意見ということにします。

(宇田室長)

確認ですが、8ページの第6条第1項第1号から第5号まで対象とする行政活動が列挙されていますが、その中にもう1項目増やすということですか。

(委員長)

1項目になるか分かりませんが、規則、審査基準、処分基準、行政上の指針を加えるということです。

(宇田室長)

併せて、第5号の市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃とい

うのも、このまま入れておくということでもよろしいでしょうか。

(委員長)

それ以外のものに当たらない可能性があるでしょうからね。

(宇田室長)

わかりました。

(委員長)

それでは、そういうことにします。

17 ページの 3 です。

(中島委員)

この部分は、是非とも第 1 項の議論と併せて直していただきたいのですが。

(委員長)

どこでしょうか。

(中島委員)

意見提出手続をまず前提とした上で、その重要度。

(委員長)

先程の話の議論、次のところですね。事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

17 ページの 3 番です。先程も話のありました第 2 項は、「審議会等手続と市民会議手続のいずれか一つの市民参加手続を併せて実施するよう努めるものとする」と規定しています。この「努めるものとする」というのを、「実施しなくてはならない」とすべきだと、努力義務から義務にすべきということを検討したらどうかという指摘です。

事務局としては「改正しない」と申し上げております。これについては、運用では審議会等手続を 100 パーセント実施しているからとの理由です。しかしながら、第 1 項のマッチングも考え直しながら検討すべきではないかとも考えていたので、今までの議論をいた第段階では白紙の状態です。

(委員長)

いかがでしょうか。

今は「努める」となっていますが、努めるではなく、審議会あるいは市民会議を意見提出手続と対でどちらかは必ず実施するよう義務付けるかということです。

(宇田室長)

運用上は、絶対実施しなさいと申し上げているので、100 パーセントに近い達成率になっています。

(委員長)

気になるのは、許可の審査基準等を作るときに、果たして審議会を作ってもやらないのではないかということです。

土壤汚染対策の法律が改正されますが、例えば、土壤汚染についての違反者の基準を作ることを市民の意見を聞いて審議会で作れるかということ、利害関係者に関わらないほうがよくて、行政が作ったほうがいい場合もあります。ただし、作ったものに対して意見を求めるのはありますから、完全に義務付けるというのは難しいと思います。

今回、市民参加手続の対象に審査基準等の新しいものを加えた結果、逆に手続を義務付けておいて、行政上、特に必要がある場合はこの限りではないと例外措置を講ずるという手もあります。

(三木委員)

100 パーセント達成というのは、第 6 条第 1 項第 1 号で規定する行政活動ということですね。

(宇田室長)

全部の行政活動についてということです。

(三木委員)

行政活動について 100 パーセント達成ということですか。

(宇田室長)

本年度は、ということです。前年度、前々年度は、100 パーセントに達していません。実務上は、第 6 条第 1 項第 1 号で規定する行政活動と書いてあります。

(三木委員)

そうすると市の基本構想とかだと思えます。本数はもっと実施していると思えますが、こんなに少なかったですか。

(委員長)

平成 21 年度は、殆ど審議会等手続をやっているということですか。

(宇田室長)

はい、そういうことです。

(委員長)

どこが分かりませんか。

(三木委員)

何が 100 パーセントで、義務付けても大丈夫かといっているのかというのが、資料を見ていて分からなくなったので。

(庄嶋主査補)

第 6 条第 1 項だけでなく、第 6 条第 4 項に関しても、運用上では複数の手続を実施するようにしています。ただし、どうしても実施できないという場合に関しては任意実施ということで、第 6 条第 4 項に該当するという理由で対象から外すことは認めていましたが、ほぼ 100 パーセントになるように努力はしていて、除外はしていません。

(宇田室長)

第 6 条第 1 項の各号の誤りです。失礼しました。

(委員長)

繰り返しになりますが、これまでの実績は事務局の説明のとおりです。

事務局にお尋ねしますが、新しい審査基準にしたときに、審議会の設置はできますか。

(庄嶋主査補)

一つの方法としては、改正案の 18 ページの第 8 条第 2 項の書き方のケースで実施する場合と、もう一つは、福島県の会津美里町が、四街道市でいう第 6 条第 1 項の 1 から 5 ままで、6 も含まれるかもしれませんが、原則は何か一つ実施し、ただし、1 から 3、例えば、

条例と計画と施設については複数、美里町の場合は3つあるのですが、3つ全部実施しなさいと定めるようなものなので、先程の規則や審査基準などを第6条第1項に独立した形で追加する場合には実施しなくていいという形になるかと思います。

(委員長)

逗子市も必ず複数の市民参加手続を実施することになっています。そのような観点いえば、先程加えた8ページの第1号から第5号は、今必要と決めた方法を書いておけばいいのではないのでしょうか。意見提出手続は全部する。審議会等手続か市民会議手続については、第1号から第5号までは必ずするとすれば符号しますね。審査基準などについては、そこは入れないということはどうですか。もちろん実施してもいいわけですから。

(中島委員)

元々の条文に、当該行政活動の性質、生活への影響、要望その他の事項を考慮した上で努めるものとするとなっていて、その考慮した上でというところの内容についてもう少し正確にした上で、義務というか「ねばならない」とするとか。

(委員長)

違います。審査基準は、考慮した結果、そこまではやる必要はないだろう、審議会はいらないだろうという方法をとれば今のままでいいと思います。

もう一つの方法は、意見提出手続は必ず義務付け、審議会等手続と市民会議手続については、審査基準とかは除いて従来のものについて義務付ける。審査基準は、逆にいえば実施しなくてもいいということです。

実績が上がっていて、実際にやらなくていいものまで出てくるということになると、私は現行の規定のままでいいような気がします。

書き方の問題ではないか。義務付けるとなると違いますね。

(宇田室長)

努力義務でやるべきものが100パーセント近く実施しています。

(委員長)

そのような実績があって、市の姿勢さらに示すということであれば、義務付けると書くこともいいかもしれないですね。

先程の中島委員の話に戻せば、性質等を考慮しないで全部実施するということです。

事務局は白紙と言っていましたが、今のよう形で踏み込んでよろしいですか。

(宇田室長)

実際、全ての行政活動で実施するように努めるという表現になってもクリアされているので問題はありませぬ。

(委員長)

努めるではなく「義務」です。

(成田課長)

任意のものまでということになると、そこまで審議会等手続はできるかという心配もあります。

(委員長)

そうしてしまうと任意実施はしなくなります。

(三木委員)

義務付けるとなると、やはり例外的なものをどこかで救っておかないといけないかもしれないですね。

(委員長)

それを維持するならば、今の規定のほうが動けます。義務にすると全部整理し直したと思いますので、現状の規定を生かすということにしましょう。実際には任意実施や、今回新たに加わる審査基準の設定というものについては、意見提出手続だけでも行うということで、結論としてはそうしましょう。

17 ページの第 2 項については「改正しない」、義務付けにはしないということにします。

(三木委員)

これまではこうなので今後もそのようにしてください、という意思表示をきちんと意見の中に入れておいたほうがいいと思います。

(委員長)

改正しませんが、実質全件行われているので、今回新たに加えたものとか任意実施を除き、引き続き複数のものを実施すべきである、こんな形ですね。

では、休憩にします。

次、19 ページから始めます。7 時 5 分から再開したいと思います。

— 休憩 —

(委員長)

それでは、始めます。第 9 条の 1 です。お願いします。

(宇田室長)

第 9 条は意見提出手続、第 2 項は事務局からの問題提起ですが、公募期間の表記を改めるといことです。これは、公表した日の翌日から起算して 20 日以上という規定ですが分かりづらく、他市の条例や行政手続法では初日不参入を用いていないので改正するといことです。

次に 2 番目。委員のご指摘で、20 日が妥当かの検討です。改正行政手続法では、意見提出期間は 30 日以上ですので、30 日以上の期間とするのが妥当ではないかというご指摘ですが、事務局としても 30 日以上に改正するとさせていただきました。

以上が 2 項です。

(委員長)

まず、ポイントとしては書き方を変える、それから、20 日を 30 日にするというのが事務局の考えです。

20 ページの青字、市民委員会における議論の中では、1 ヶ月案がまず上がり、市職員で検討して 20 日になったという経緯があるようですが、栗原委員から説明ありますか。

(栗原委員)

概ねその程度は必要だという意見が大勢を占めていました。明確な根拠があっ出たというわけではありません。

(委員長)

(1)はそれほど意味がないので、委員会からどうこう言う必要はないと思います。

意見提出期間を20日から30日に改めるとするのは、市民本位だと思いますから問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、30日にするという意見にします。

次、20ページの2、第3項について。

(宇田室長)

市の条例は、市民等ということで対象を規定しておりますが、「何人」とすることはできないかということでございます。

事務局見解ですが、市民参加の対象となる行政活動は、市民福祉の向上を旨として実施しており、前文でも明らかなようにその対象は市民ですから、「改正はしない」という考えを示させていただきました。

(委員長)

この点いかがでしょうか。

つまり、国が行っている行政手続法の意見公募手続なので「何人」もとなっていますが、市民参加条例では、意見提出ができるのは四街道市の場合は「市民等」に限定しているが、これを維持したいという考えです。

ご意見等ございましたらお願いいたします。

(三木委員)

行政手続法のパブリックコメントの手続きに準じて、審査基準とか承認基準とか、そういうのを入れるようになりますね。国のパブリックコメントは、規制をされる経済界からの要請が強くて入ってきたという経過があるので、自治体によって、どのような規制がかかるのか、どういう基準なのかというのは、市外の人も関心があると思います。

市民等というと、私たちは行政活動の利害関係を有する者ということに入ると思いますが、一方で、例えば、四街道市の情報公開条例は分かりませんが、情報公開条例で請求権者が利害関係を有する者という場合は、直接契約行為があるなど、狭く解釈されると思います。行政活動で利害関係を有する者が、それなりに幅を持った解釈をされるのであればいいと思います。

審査基準、承認基準、指導要綱等が入ってくるのであれば、解釈に幅を持たせ、何らかの対応をしていただいたほうがいいと思いますが、現実にはどうなのですか。

(委員長)

そのような形で意見提出手続を実施して、市民以外から意見が出てきたということはありませんか。

(宇田室長)

はっきりは把握していませんが、担当課から相談はないので、ないと理解しています。

(委員長)

これを議論すると難しい問題になりますが、パブリックコメントの趣旨は、意見だけでなく、情報提供、情報収集も入っています。さらに、パブリックコメント、つまり意見提出手続は、結果によって拘束されるものでないので、より良い意見が出てきたら、行政側も大変参考になるわけです、良いものに変えるための動機付けです。そういう意味で、誰

でも出せるようにすべきではないかという意見は元々あります。

問題は、パブリックコメント条例ではなく市民参加条例ですから、形式上は市民に限定すべきではないかというのはあると思います。

ある意味、三木委員は助け船を出してくれたのだと思います。利害関係者ととれば意見は出てきます。ただし、突き詰めると難しいところがあります。

余談ですが、私が横須賀市職員のとときに、パブリックコメント条例を作るためにパブリックコメントを実施したら、この分野で著名な先生から意見が出てきて相当議論しましたが、非常に参考になりました。もっと言うと、私は逗子市民なので横須賀市に意見を出したくても出せません。あくまでも、横須賀市に在住、在勤、在学で、利害がなければ出せないで、その場合どうするかというのがあるのですが、一応横須賀市の取り扱いでは、市外の方の意見でも参考にしています。ただし、条例上は「市民等」としているの、他にご意見があればですが、利害関係者が「市民等」に入っているの、それを解釈してあげるといってどうでしょうか。運用上、そうして欲しいということです。

在住、在学、在勤ではないから、意見は出せないという姿勢を行政側がとってしまうと、良い意見も全く参考にできなくなってしまうことになってしまいます。

(三木委員)

私も市民でないのに意見をかなり出しています。

市民の中には様々な専門性を持った人がいて、新しい仕組みや制度が大きく変わるときには、その人たちの意見を聞くことで、無料でコンサルティングしてもらえるとということもあります。例えば、やってはいけないことをやっている場合などは、そこをずっと見ている人は分かりますが、言われないと気付かないこともあるので、そういう意味では積極的にこういう機会を利用したほうがいいと思います。そこは幅を持たせて寛容に受けて止めていただけないかと思います。

(委員長)

それでは、ここでは「何人」とは改正はしませんが、利害関係者などを狭く解釈しないこと、ということ意見を意見としたいと思います。

次は3番です。

(宇田室長)

20 ページの一番下、第4項ですが、「意見提出手続による意見は、規則で定める事項は規則で定める事項を明らかにして、規則で定める方法により市の機関に提出するものとする。」という規定になっていますが、定めた方法によらずに提出された意見を正式な手続きとして取り扱った例があります。氏名等が明らかでないとか、電話による聴取などは、一応この規定に外れますが、その点は「解釈及び運用」の中で注意喚起するということにしたいと思います。ただし、ご意見にもあったように、意見として捉えることも可能かどうかという部分もありますが、この手続きの中のものではないということで、というような書き方にしたいと思います。

(委員長)

その趣旨は、必ず、条例、規則に書いたア、イ、ウ、エ、オと、方法として(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に則って、担当課は実施しなさいということに注意喚起するということです

か。

それとも、氏名不詳の人も受けてあげなさいという意味ですか。

(宇田室長)

規則はこうなっているので、全部受けてあげなさいとは言いませんが、担当課が全部受けてしまい、件数にあげてきてしまったということがありました。担当課で参考意見もあったというようなことで留める分には差し支えないということです。

(委員長)

分かりました。よろしいですか。

(三木委員)

これは、どうやって意見を出す人に周知することになるのでしょうか。

(宇田室長)

意見提出手続を公表する中で、提出の方法とか意見を述べられる人はこういう人だということとは明記しておりますので、それで知ることになります。

(三木委員)

そうすると、在住、在勤については、自宅の住所、どこの学校に通っているか、あるいはどこの事業所の人かという二つの個人情報を出さなければならないということになりますね。

(宇田室長)

そうです。

(三木委員)

パブリックコメントは、終了後に本人に直接回答などを送るという手続きではありませんから、自宅の住所は必要ないのではないかということということです。

(宇田室長)

対象者を市民等としているので、市民等に該当するか否かの客観的な判断材料ということで、ア、イ、ウ、エ、オの情報を知るという位置付けです。

(委員長)

ウをみると、「市内の事務所又は事業所に勤務する者」は、例えば、千葉市に住んでいる人が四街道市に勤めているとしたら、四街道市の事務所の名称、所在地を書く他に、千葉市の住所も書く必要がありますが、三木委員は千葉市の住所は必要なのかということですね。端的に言えば、余分な個人情報の収集ではないかということですね。

(三木委員)

その人が「市民等」に該当するかどうかを確認することが目的なのであれば、自宅の住所は必要ないのではないかということですね。事務を遂行する必要最小限の範囲を超えているように思えます。

(宇田室長)

そうですね。

(委員長)

見方を変えれば、住民票を調べるなどしないにしても、オはそうですね。利害関係者は利害関係だけ説明して名前を書くだけでいいかというと、やはりはちょっと気になります。

ですから、あってもいいのではないかという気もしますが。

(三木委員)

ウとエですね。才はある程度説明しないといけないと思います。ただし、ここをあまり細かくすると、利害関係者の範囲は一体何なのかということ、ある意味厳格に示さないと、そもそも該当するかどうか分からないということにもなってしまいます。

(伊東委員)

個人情報と言われますが、市に対して意見を言うのだから、四街道に勤めているというだけではなく、堂々と自分の住所を出してもらえばいいのではないのでしょうか。個人情報というよりも、市のためにいろいろな意見を出すために、意見を出した人から、何で自分の自宅まで言うのだと、そこまで言わないと思うのですが、どうでしょうか。

(三木委員)

私が申し上げたのは、個人情報保護条例は、個人情報の収集範囲を、基本的にはその業務に必要な範囲と留めていますので、住所を隠さないと意見を言えないのかというよりは、この業務について必要かという質問です。住所を明らかにすべきというご意見は、それはごもっともだと思います。

(伊東委員)

逆に言えば、本人たちは、四街道市を良くするために行政に対して意見を申し上げるのに、自分の住所を書かないようなことでいいのかということです。個人情報が漏れるということでしょうか。例えば、市民、行政に対して、行政がAさんの意見をどこかに公表するとかあるのですか。

(宇田室長)

それはありませんが、必要ではない個人情報は敢えて求めないという基本的な考え方があるのです。

(三木委員)

「市民等」に該当するか確認する必要があるので、どこに勤めているかを書かないと「市民等」に該当するかという要件審査がクリアできないということです。

(伊東委員)

それでは、そこに勤めている担保はどこにあるのですか。会社から証明書もらうのですか。書類上はこの会社に勤めていることになっているが、会社に確認したら、そのような人はいないというような場合もあり得ると思います。

(三木委員)

自宅の住所も同じで、自己申告なので、勤めているか、あるいは住んでいるかということは分からないと思います。住民票や身分証明書を付けないと意見を出せないような仕組みではないので、そこまで厳格性を求めているのだと思います。

(伊東委員)

住所の確認です。住所不定では困ると思います。

(三木委員)

ここで求めているのは、「市民等」に該当するかどうかを審査するのですが、本当にその人がそこに住んでいるか本人確認をしなければ意見を受け付けられないという仕組みではあ

りません。あくまでも自己申告で、「市民等」の要件に該当するかを明らかにしてくださいという趣旨の規定なので、それを前提にしてしまうと、身分証明書を持って役所に提出しに来てくださいという話になってしまうので、それは制度の趣旨と違ってきます。

(伊東委員)

意見提出者がどこに住んでいるか、行政はそこまでは求める必要はないとは思いますが、意見を出す以上、堂々と住所を書いてもいいのではないかとということです。

(委員長)

二人の言っていることは、どちらも正論です。

三木委員がおっしゃられているのは、個人情報保護条例の精神を言われていて、伊東委員がおっしゃられているのは責任論です。意見を出す以上は名乗るのは当たり前のことです。その逆に、無記名の何が悪いのかというと、好き勝手なことが言えます。そうではなく、四街道市を良くするために意見を出すのであれば、自分の責任の所在も明確にしろという意味で、住所、氏名を名乗るべきだというのはそのとおりです。

どちらも理屈は成り立つし、両論出ていますから、ここでどちらかに決めてもいいのですが、敢えてどちらかに決める必要もないと思います。

他の委員の方々がよろしければ、「個人情報保護条例の視点から、ウとエについて、市外の自宅の住所が必要かどうかという点と、意見を提出するという責任の観点から、自分の所在を明示する意義とを比較してどう取り扱うかを検討すべきである。」ということはどうでしょうか。

両論出ているので、他の委員の方がよろしければ、このような形の意見にしたいと思います。ではそのような形にさせてください。

今の点は逐条解説に加えてください。

次、4番お願いします。

(宇田室長)

はい。4番、第5項第1号、公表事項の追加です。

「計画等の案」については、本条の第1項の規定により、実施手続時に予め公表されているため、周知事項と捉え、第5項では公表事項となっていませんでした。第5項というのは、意見の検討が終わったときに、次に掲げる事項を公表するものとしていますが、この中に、当初の案が出ていません。実は、当初の案が出ていないと、提出された意見の内容と直した後の内容が見比べられないので、最後に公表する際も、当初の案も公表事項に入れるべきではないかとということで、追加する内容になっています。

(委員長)

22ページを見てもらったほうが分かりやすいと思います。第9条第5項の(1)「計画等の案」、2以下を見るに当たって「計画等の案」がなければ分からないということです。

特にいいですね。

(委員長)

それでは、5は省略します。

次、10条にまいります。

(三木委員)

今のところで、既に意思決定がされた後に、意見の概要等が公表されるということは、なるべく避けていただきたいと思います。時期については、条例で定めるかどうかは検討していただいたほうがいいかもしれませんが、意思決定前には意見の検討は終わっているはずなので、なるべくそれと同時期かその前に、結果について公表をすることが原則ですということを、意見には入れていただきたいと思います。

(委員長)

それは大事な論点です。例えば、22 ページの第 5 項のところに、「市の機関は提出された意見の検討を終えたときは」の後に「当該計画等の決定する前までに」や「又は決定と同時に」とかを入れなければいけないということです。つまり、議会に出す議案、条例が成立するとか、あるいは市長決裁をとって計画ができてしまった後に、この経過を公表してもしょうがないということです。

ちなみに、一般的には「当該計画等を決定する前」が多いですが、行政手続法は「同時」です。「同時」がいいのか「前」がいいのかは議論がありますが、今、三木委員がおっしゃられたようなものを明確にすることは私も賛成で、そうすべきだと思います。

これについてはいかがでしょうか。趣旨はご理解いただけましたか。正式に決まってしまった後、この経過を公表しても意味がないということです。

それでは、「事前又は同時に公表しなければいけない」という意見を追加します。

次、23 ページお願いします。

(宇田室長)

23 ページは意見交換会手続、第 1 項第 1 号、「計画等の案を予め公表しないこと」についてです。現行条文の第 10 条第 1 項第 1 号を見ていただくと、「計画等の案及び当該案に関する資料」とあります。これらは、意見交換会手続では事前に 20 日以上前に公表しなければいけません、実際に運用していて 20 日前に公表が確保できない事例が何件かあり、その他手続で実施したケースが実際ありました。できれば意見交換会手続として実施したいという意向があり、「予め計画等の案を公表しない」ということを提案したいと思います。

なお、この表の中に、久喜市、日高市、大和市、和光市などは、実際に公表の時に計画の案を示していない自治体のようなケースもあることから、本市もこのような形でできるだけ意見交換会として実施できればという考えです。

(委員長)

つまり、意見提出手続はきちんと実施するのですが、意見交換会ということで、そこで市民と議論をする場に、20 日前までに事前に案までまとめた状態にすると、そもそも意見交換会の実施自体に支障が及んでいるという事実があるということです。

確認ですが、案は出さないが、関係資料は事前に出すということではよろしいですか。

(宇田室長)

そうです。

(委員長)

いかがでしょうか。

先程、この委員会の意見としては、意見提出手続を必ず実施することになりましたので、それを補完するための意見交換会になりますから、よろしいのではないかと思います。

次は、第2項。2です。

(宇田室長)

23 ページの一番下です。第9条第1項第1号に準じ、公表期間の表記を「初日不参入」から「初日参入」に改めるということで、先程と同じ内容です。

次の(2)、委員のご指摘で20日が妥当かどうかの検討です。事務局案としては、結論的には妥当だということですが、今までの運用実績は以下のとおりで、枠の中に条例違反で18日前というものがありました。公表期間が遵守されなかった理由は、会場確保ができなかったことが大きな原因でしたが、意見提出手続と違い、意見交換会の中で案を説明する時間があるので、公表期間を意見提出手続と同様にする必要はないのではないかということです。公表日数を確保できないために、意見交換会手続ではなく「その他手続」にしたという意見がありました。要は、案を公表しないのであれば20日は確保することはできるということなので、改正しないという内容です。

次の(3)、委員のご指摘で、緊急その他やむを得ない理由があるときの理由の明確化規定を設けるか否かの検討です。実は、前条の意見提出手続には、緊急を要する場合は30日に関わらずという内容が、19ページの第2項にあります。但し書きに「ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、20日未満とすることができる」となっていて、今後の改正条例ではこれが30日未満になりますが、この規定が意見提出手続にはあって意見交換会手続にはないので、これも同様に規定すべきだという内容です。

どのような内容かという、25ページの第2項「ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で21日未満とすることができる。」です。初日不参入ではなく、初日参入になり、21日になりますが、日数も含めてご検討ください。

第2項は以上です。

(委員長)

はい。25ページの改正案の第2項を見たほうが分かりやすいと思います。

まず、起算日ですが、単純に「開催する20日以上前」と書けばいいのではないのでしょうか。書き方はお任せしますが、起算を前に戻すというのは聞いたことがありません。前日から起算して20日以上にするという、非常に分かりにくい規定をシンプルにするということと、それに伴って従来の日数を合わせると21日になるということ、それと例外規定として但し書きを付けたということについて、ご意見等お願いします。

(中畷委員)

職員からの意見として、意見交換会の中で案を説明する時間があるから公表期間を長くとらなくていいという話ですが、意見交換会の周知をして、沢山の方に集まっていただくためには、あまりギリギリでないほうがいいと思います。ただし、議会における公聴会と同じで、あまり重い義務を課して、市民が開いて欲しいという要望があっても開けないという状態になるのも困ると思いますので、妥当な期間を検討して選択するということになると思いますが、20日程度ということであれば、よろしいのではないかと思います。

例えば、市民からもう一回意見交換会を開いて欲しいという意見が出てきて、実施する場合は、但し書きによって逆にやれるのではないかと思います。

(委員長)

そういう考えも当然あるかと思いますが。他にいかがでしょうか。

では、21日でもいいでしょうか。意見提出は、案が示されてから市民が考えるわけですが、意見交換会手続は案を出さなくてもよくなったということは、考える時間がありません。確かに関連資料は見ることはできますが、市から資料が出てきて20日間考えて、それを意見提出と合わせれば30日間考えて、当日に臨むという考えなら分かりますが、案が出ないわけです。

中島委員のおっしゃるとおり周知期間なので、21日というのではなく20日でもいいような気がします。従来の日数を確保という意味で21日です。当日起算はいいとして、起算という言葉は使わないということで書き方を直してください。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

それでは、但し書きをつけるということで、事務局案を了承したいと思います。

次、3の第4項です。

(宇田室長)

24ページの3番、第4項、本項を受けた規則の改正です。意見交換会に出席しようとする者は規則で定める事項を明らかにするものとなっていて、資料の枠内が規則抜粋ですが、第6条の一番下のオ「計画等の案に利害関係を有するもの」ということで、アンダーラインが引いてあります。この上記の「オ」では、「計画等の案に利害関係を有するもの」としているが、本条第1項第1号の改正で、計画等の案を予め公表しないので、これに関連して表現を次のように改めるということで、枠内の「オ 行政活動に利害関係を有するもの」と改めるという内容です。

(委員長)

いかがでしょうか。第10条第1項第1号で「意見交換会の議題」と言っているので、「議題」のほうがいいのではないですか。

(宇田室長)

そうですね。

(中島委員)

行政活動というの意味が急に広がってしまうので、そのほうがいいと思います。

(委員長)

「その議題に利害関係を有するもの」としましょう。

続いて5番お願いします。

(宇田室長)

5番、第5項第1号、公表事項の追加です。第9条第5項は意見提出手続ですが「計画等の案」を公表することとしているので、本手続でもこれと同様にという考えです。

(委員長)

これはよろしいですね。それでは、続いて6番。これもいいです。

(宇田室長)

はい。

(三木委員)

これも、パブリックコメントに準じて公表時期については 30 日間という理解でよろしいですか。

(委員長)

そうですね。事前又は同時と、同じように付けます。

(宇田室長)

「検討を終えたときは」の次あたりですね。

(委員長)

そうです。

それでは、第 11 条。26 ページです。

(宇田室長)

21 ページの第 11 条、審議会等手続です。まず、第 1 項で市の機関が計画等の案を提示しない場合への対応ということで、先程、議論になりましたので、案を提示しない場合に対応し、「計画等に関する資料」を追加して、「当該案」を「計画等」に改正するというところで、先程の文言整理になります。

(委員長)

よろしいでしょう。次にいきます。

(宇田室長)

2 番、第 2 項、委員のご指摘ですが、審議会等手続の意義は、公募委員が審議過程に参画することであるため、審議会等からの意見、答申などの内容、市の機関が当該意見をどのように取り扱ったかについて等を公表することとしており、現行条文の解釈は、委員のご指摘のとおり読めるので改正しないということで対応させていただいています。

(委員長)

この点は、どうでしょうか。

(三木委員)

委員から出された意見というのは、これまで審議会等手続を実施した課の意見の取りまとめ方が、会議での発言も含めているが、解釈でははっきりしないので、運用の部分でその部分ははっきりしてくださいということですが、以前この委員会でその議論になったと記憶しているので、委員会の意見としていただいたほうがいいと思います。

(委員長)

この青字のところ、「指摘のとおりであるが、現行条文の解釈は、委員指摘のとおりと読めるため」のところをもう少ししっかり書いてもらい、これまで運用の中では、実施機関の解釈の誤りがあったケースが多々見られるので、正しい解釈をして運用するように、ということを加えましょう。

はい、続いて 3 です。

(宇田室長)

計画等の案の提示が必ずあるとは限らないので、「又は計画等に関する資料」を加えたということですが。

(委員長)

これも意見交換会と理屈は一緒ですね。

次、4 お願いします。

(宇田室長)

4、第3項の委員の指摘です。公募委員の構成要件を条例、または施行規則に明示すべきかを検討です。現行では、公募委員は1名でも可ということで、1名のみでもいいのかということを検討しなさいというご指摘です。

資料26 ページ下の表、次のページにわたりますが、公募委員の数が示されています。黄色で示している3つの委員会が、1人、2人、2人となっています。その下の枠の一番下が、審議会等委員の公募基準の運用と解釈です。運用と解釈の中に、「公募委員の数が委員定数の2割以上となるように努めるものとする」という解釈が示されていますが、それに沿わないのがこの黄色い枠の3つの委員会になります。

事務局の問題提起では、何人ということの規定はませんが、28ページの一番下の第3項の黄色い部分、「委員の公募及び会議の公開については別に定める」という内容で公募基準に委任する方向付けを示しました。基準を満たしていない3つの委員会については、満たすように順次指導していくこととなります。

以上が(1)です。

(委員長)

(2)もそうです。(1)は具体的に条例には書かないが、委員の公募というものを条文に加えるということですね。

(宇田室長)

そのとおりです。

(委員長)

形は28ページの第3項を見てください。いかがでしょうか。

(草野委員)

27ページの市役所の回答の中で、当面は改正せずに運用するというのはいいいのですが、「2割に満たないことをもって市民参加がなされていないと判断することはできない」という表現がありますが、いらないのではないかと思います。

(委員長)

私もいらないと思います。事務局が説明されたとおり、今後満たすように事務局で指導すると言われたので、2割に満たないからという必要はないです。

現在ある審議会委員の公募基準、会議の公開に関する指針は、条例で会議の公開の規定がありましたが、別に定める部分は規則にする考え方はありませんか。

(宇田室長)

審議会に関する事務は行革推進課ですが、基準の中で対応したいと言っておりました。

(委員長)

四街道市はどこまで決裁を取るのかわかりませんが、指針や基準は、行革推進担当の部長までとなっている可能性があります。規則は告示する関係上、市長決裁ですから、私は規則が望ましいと思います。

もし異論がなければ、「規則化も検討すべきである」という形をとりたいと思いますが、よろしいですか。

(三木委員)

それでいいと思いますが、条例で委任するものは規則であるべきというのが原則ではないかと思います。条例からいきなり要綱や指針というのは変だと思うので、きちんと確認していただきたいと思います。

(委員長)

実際は、目立って書いてあるところは規則でやらないと言っています。

(三木委員)

条例は議会の議決を経ていくもので、それに委任するものが市長までいかない決裁レベルで終わるとするのは、望ましくないと思います。

(委員長)

文章はともかく、一つはここを規則で定めるとするか、あるいは規則化すべきであろうということを意見として出します。

(三木委員)

確認ですが、意見の検討を終えたときの公表は、事前ないし同時ということになりますか。第11条第2項もそうなっているので、それでいいのですね。

(委員長)

合わせるということですか。

(宇田室長)

やはり、それぞれの手続きの条文の中でしか位置付けられないものなのではないでしょうか。どこかに総括して書くことはできないのですか。

(委員長)

やるとしたら、元々市民参加手続、第7条でもいいと思いますが、全部その「予め示す」とすればそれで終わってしまうし、又は市民参加手続、第2条だったと思いますが、できれば個々に書いたほうが分かりやすいと思います。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

では第12条お願いします。

(宇田室長)

29ページ、市民会議手続です。手続の公正・透明化を図る趣旨からも、会議での結果をまとめて公表することが望ましいという委員のご指摘をいただいております。結論としては、結果の公表は必要であり、新たに項を追加することです。参考として、29ページの一番下、第4項として公表するということにしました。これと合わせて、実施前の公表の時期についても、前条、前々条に準じて記載しなければいけないと思います。

(委員長)

合わせるということですね。

先程も思ったのですが、審議会と市民会議については、最後のところの前、あるいは同

時ではまずいのではないのでしょうか。実際にはこの後に意見提出手続が入るわけですから。一緒にないとまずいです。先程のところに戻ってもらうと、第 11 条第 2 項「検討を終えたときは」の後、それから今の第 12 条は、新しく第 4 項をつくり「検討を終えたときは」の後に、「速やかに」という感じでいかがでしょうか。

(宇田室長)

「速やかに」とした中で、解釈と運用のときに、次のアクションの前にやらなければならないということを書き加えるということでしょうか。

(委員長)

そうです。それをお願いします。

続いて 31 ページ、第 13 条です。

(宇田室長)

第 13 条の市民提案手続、第 1 項、委員のご指摘で、納税者、選挙権有資格者以上が望ましいということですが、結論としては、このようにしないということです。市民委員会の考え方として、資料 31 ページの枠内一番下から 3 行目のアンダーライン、「在勤、在学者においても、四街道市への愛着を持っている方も多く、他の地域から見て四街道市をどのようにしていけばいいのか、前向きな意見を聴取できる可能性も期待できることから提案できる者の範囲を広くすることとする。」となっていましたので、限定しないという内容です。

(委員長)

これは、十分に記載できる能力を有する必要性があることから、市民委員会の議論では、18 歳なら能力はあるだろうということです。

これについては、栗原委員に聞きたいと思います。

(栗原委員)

市民委員会では、年齢制限は設けていませんでしたが、どのような形で市民提案を質の高いものに担保していくかというときに、比較的厳格な施策の土台となるようなものを提案してもらいたいと思いましたが、敢えて年齢制限を設けなくても、書式に則った内容の市民提案ができる市民は、自ずと限られてくるのではないかと考えました。年齢が高いから良いものができる、あるいは学生だから良いものできないという区別はないだろうということで、市民委員会では年齢制限は設けないということで決まりました。

(委員長)

整理しますと、「納税者」は利害関係者ですから、「市民等」としている段階で利害関係者として入ると思います。これは議論の余地はありません。

一方、年齢制限の問題ですが、委員の意見では「有権者」と言っているので 20 歳以上にすべきであるという意見だと思います。それに対して市民委員会では、そもそも年齢制限を設けていなかったということです。極端に言えば、小学校の一年生 30 人が署名して出したら市民意見として受けられるということです。それらを含めて年齢について議論しましょう。いかがでしょうか。

事務局で他の事例は調べていますか。

(宇田室長)

年齢に関しては、33 ページで出てきますので、後で議論してもらおう予定でした。

(委員長)

分かりました。

それでは、ここは「納税者」も入るという前提で、第 3 号(3)でやります。

32 ページの(2)をお願いします。

(宇田室長)

(1)は、「納税者と選挙権有資格者以上が望ましい」か、検討をなささいということです。

(中島委員)

納税者でないと駄目ということですか。

(宇田室長)

そうです。

(委員長)

税金を納めている人は、市民提案ができるということですか。

(宇田室長)

そのような意味だと思います。

(委員長)

それは縛り過ぎではないかという気がしますが、皆さんいかがですか。

(三木委員)

自治体の構成員は納税者だけではないので、すごくしぼんだ自治という気がします。

(中島委員)

一時期、「アズ・ア・タックスペーヤー」や「納税者として」という言葉が流行りましたが、それだとやはり差別だということで、「生活者」という形を言われるようになったと思いますので、限定する必要はないと思います。

(委員長)

それでは、ここは限定しないということで、特に皆さんの意見はよろしいですか。

それでは「限定はしない」とします。

次、をお願いします。

(宇田室長)

32 ページ、委員のご指摘で、法人の提案ができるかどうか不明であり、法人からの提案も認めてはどうかということですが、実際には、法人からの提案は可能です。

施行規則の中に様式では、提案代表者の欄に法人その他の団体にあっては事務所又は代表者云々とあります。ただし、署名欄には、番号と住所、氏名、生年月日、備考としか書いておらず、法人が署名する場合は、備考の黄色い部分、「法人その他の団体にあっては、住所欄に事務所又は事業所の所在地を記載し、氏名欄に名称を記載するとともに代表者氏名を自署してください。この場合、生年月日欄には法人設立期日を記載してください。」という文言を加えています。

(委員長)

法人が市民等に入るとするのは定義上明らかですが、今の趣旨というのは、法人が代表者となるのは問題ありませんが、署名した際には法人は一人とカウントするのですか。

(宇田室長)

現状では、法人を一人とカウントせざるを得ないと思います。

(委員長)

百人、千人の会社でも一人とカウントするのですか。

(宇田室長)

そういうことになります。

(委員長)

いかがでしょうか。理屈からすれば提案者にもなれるし、法人に一人という言葉が適切か分かりませんが、法人として署名する場合は一人ということですか。

確認ですが、32 ページの備考欄に、法人の場合は通常ゴム印とか使っていますが、法人の場合は自署させるのはあまり考えられないと思うので、「自署または記名押印」にしたほうがいいと思います。法人は署名できるということなので、ここはいらないと思うので委員会からの提言はありませんが、事務局で対処するのはかまいません。

次、33 ページです。

(宇田室長)

年齢要件を外すことについて、「規則で定める市民提案の書式に掲げる事項等（提案の背景、目的、主旨、効果、提案に必要な予算等）について十分に記載できる能力を有する必要があることから、年齢要件を18歳以上とする」と位置付けていますが、これまでの市民提案は、19年度2件、20年度3件、21年度上期1件、21年度下期1件で、その中で規則に定める要件を満たしてはいないものも受けています。18歳以上についても、現状ではそのようになっているので、年齢を18歳以上とする理由はなく、むしろ若い人から多くの意見が出たほうが活性化されるのではないかということから、年齢要件を外すことについても検討の余地があるのではないかと考えています。

ちなみに、和光市18歳以上、久喜市は13歳以上、大和市、印西市が年齢制限なしで、逗子市・京都市・日高市・石狩市・白井市には提案制度はありません。

(委員長)

ということは、元々市民委員会で検討していた内容に戻るということですね。

いかがでしょうか。では、年齢要件を外すということで委員会の意見といたします。

続いて2番、第3項です。

(宇田室長)

2番、第3項です。委員のご指摘は、「検討経過において提案者（代表者及び連書者）と協議機会を設けることができる規定を条例又は規則で新たに設けてはどうか」ということがまず1点です。

次に「提案の採否の決定をどこで行うか明らかにすべき」ということで、推進本部、推進評価委員会の意見を聞くことを明記するかという内容です。

まず、最初の関係ですが、現在の運用は、必ず提案者との懇談機会を設けています。第5条第2項に「市の機関は、市民に行政活動を分かりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって応答するものとする。」という規定がありますので、懇談機会を設けると判断できますので、当面は懇談機会を敢えて規定しないということにしまし

た。

2 番目に関しましては、現行条文を読む限り、提案採否の決定は市の機関であることは明らかですので、改正はしないという考え方でございます。

次、(2)の第 3 項ですが、規則と条例の規定につじつまが合わないので、条例の文言を若干変更するというので、34 ページの一番下の第 3 項第 2 号の黄色い部分が変更例示です。

(委員長)

まず 1 から。実際には、第 5 条第 2 項を踏まえて協議はしているので、敢えて規定を設ける必要はないというのが事務局の意見ですが、これについていかがでしょうか。

(三木委員)

すごく遠いと思います。自分の提案がどのように扱われるのかというのは、提案する側にとっては非常に重要だと思うので、提案の中に入れる必要があるか判断できないのですが、条例に書いてあれば、より分かりやすいと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

見てもらうと、現在の規定に書いてありません。事務局では実際に協議はしているようですが、市民委員の方々はいかがですか。市民から提案が出てきたときに、行政側とのコンタクトについて明確にしておいたほうがいいのだろうかということです。

(草野委員)

私は、どこかに明確にしておいたほうがいいと思います。

(委員長)

折衷案ですが、34 ページをご覧ください。市民提案の第 13 条第 3 項、「市の機関は、第 1 項の規定により行われた市民提案についての検討を終えたとき」と終わらせないで、「市民提案について真摯に検討するとともに」とか「誠実に対応するとともに」、それで「検討を終えたときは」という形でどうでしょうか。実際に協議を行うということを示す規定として、「真摯に応ずる」とか「誠意をもって対応する」とか、そのような形はどうでしょうか。

(三木委員)

市民提案についての協議、検討を終えたときはというのは、少しはっきりしないのではないかと思います。

(栗原委員)

市民委員会の中では「十分協議し」という言葉を入れてあります。

(委員長)

若干引っかかるのは、「市の機関は協議し」とすると、市の機関の中での協議ということにとられかねないかということです。

(宇田室長)

実際には、市の関係課同士と、市と提案者の 2 本立てで行っています。

(委員長)

実際行っているのであれば、「第 1 項の規定により寄せられた市民提案に対し、提案者

と協議するものとし」と文言を入れることによって、自分の出した提案が、検討だけでなく、しっかり協議してくれるということが明確になりますから。

(宇田室長)

そうですね。実際に行っていることをそのまま条文に反映させて、プラスアルファ効果になりますし、パフォーマンスにもなるわけですから。

(委員長)

では、異論がないようでしたら、元々市民委員会案でもあったということですので「市民と協議することを明示する」ということで、委員会としての意見としたいと思います。

(中島委員)

それがかまいませんですが、市民提案手続の評価をしていて感じたのは、事務局の説明で「提案採否の決定については市の機関であることは明らかである」と書いてあり、それは確かだと思えますが、提案があって協議をして、すぐに採否が決まることになると、署名をした方以外に、提案についての善し悪しを言う機会や知らせたりする機会が持ちにくい場合もあるので、運用において、採否の前に、特に採用になる場合は提案者以外の意見を聞くような場を設けて欲しいと思います。

(委員長)

それは元々の市民参加手続にいきませんか。

(中島委員)

大きな場合にはということで、それ程重大な事項ではない場合はいいかもしれませんが。

(委員長)

それは、制度をバージョンアップさせることです。ここで上がってくる市民提案を受けた政策、つまり行政活動ですが、それは審議会で審議が行われ、意見提出手続が行われるとは思っているので、結果的には意見を聞くことになると思います。

中島委員がおっしゃられているのは、市民提案はその人たちの意見でしかないから、行政が決定する前に、もっと広く市民の意見を聞いておいたらどうかということです。

(中島委員)

逆に大変重要なものであれば、市民参加の手続きにかかってくるということは考えられるのですが、それ程重要でない案件というか、請願に近いものが沢山出されて取り入れられるのは、良いのか悪いのか。実際、そのような運用がされることはないと思うので、いらない心配だとは思いますが。

(三木委員)

市民提案は、採否が決定や、内部で具体的な検討が進む前に、この委員会にかかります。その資料は、個人部分は除いて、公開情報という扱いでいいのですね。

(宇田室長)

公開情報です。ただし、前段の部分ですが、提案に対しての回答をする前に、この委員会に諮っていた時期もあります。年に数回しか委員会を開催できないので、まず提案者に回答した後で、委員会に提案、検討の内容を説明し、最終的にこのような回答をしたという流れのほうがいいのではないかと考えています。ただし、一昨年の小名木川の改良の提案に関してですが、もう少し提案者と協議を深めなさいと、この委員会から意見が出さ

れましたが、そのようなことができなくなるというところもあります。

委員会に諮る前に提案者に回答したケースと、提案者に回答する前に委員会に諮ったケース、両方ともありましたので、今のところ曖昧な状態になっています。

(三木委員)

それは決めておいたほうがいいのではないのでしょうか。委員会を開催する時間がなく、意見を待てないので、早く回答したほうがいいということですね。

(成田課長)

全部がそうではありませんが、そのような例もあります。

(三木委員)

以前、このような提案があったと、資料として配付された記憶があるのですが、その時は、まだ市の方向性が何も決まっていなかったような気がします。

(宇田室長)

提案の内容について資料を配付したということですか。

(三木委員)

市が方針を決定する前に、基本的には資料を全部いただいた気がしますが。委員会に出された資料は非公開ではなく公開情報ですね。

(宇田室長)

そのとおりです。

(委員長)

積極的に意見が出るというわけではありませんが、オープンになっているということです。それから、この委員会は公募委員が入った審議会ですが、今までも議論してきたように、市民の皆さんの意見も、この場合は特定の市民ですが、ここで議論されているから、中畠委員が言ったことに対してそこまで踏み込まなくてもいいような気がします。

(中畠委員)

第3項に公表の時期があって、検討を終えたときは代表者に通知し、次に掲げる事項を公表するとありますので、検討の有無に関わらず、このような提案があったということを事前に公表していただくことをご検討いただければと思います。

(委員長)

最後の公表とは別に、提案があった段階で公表するということですね。

(中畠委員)

そうすると、関わらなかった市民も知ることができると思います。

(委員長)

いかがでしょうか。そうすると、第3項と第2項の間に「第1項の規定により行われた市民提案の概要を、速やかに公表するものとする。」と、1項増やす形になります。

(宇田室長)

公表する意義とは何でしょうか。

(中畠委員)

市民提案に関わらなかった方が、どのような提案が出たかを知ることができれば、例えば、この委員会を傍聴しに来る可能性もあるわけです。

(委員長)

消極的な参加を促すことは可能ですね。場合によっては、反対運動又は応援運動を含め  
てあり得ると思います。

最初に中嶋委員がおっしゃられたのは、意見を聞くべきではないかということでしたが、  
ある意味譲られて今の話になるのですが。そこまでやってしまうと、また時間かかるだけ  
ではないかという危惧もあります。

(成田課長)

知的財産権についての兼ね合いは考えなくてもいいのでしょうか。

(三木委員)

指定管理者の落選者や公共事業のコンペ方式だと問題になるかもしれませんが、提案が  
採用されれば、最終的に市の政策となるということを期待しているので、市に提案する以  
上は、知的財産権は既に放棄していると考えていいと思います。

(委員長)

元々結果は公表していて、それが嫌ならそもそも提案してこないでしょう。

(栗原委員)

どのように公開するのですか。

(委員長)

そのまま公表するのではなく、概要のほうがいいと思います。

(三木委員)

市民提案手続の受付結果のような感じで、一覧表のようなものでいいと思います。例え  
ば、この委員会で配付される以上、いずれかの時期に庁内のどこかで見られるようになる  
と思うので、この場所なら見られると誘導をすればいいと思います。コストをかけてやる  
必要はないので、ホームページにアクセスできるようにしてあればいいと思います。

(委員長)

それでは規定の方法ですが、第 2 項を少し参照して、「この場合において提案された概  
要を市の機関は公表するものとする」と書いてもかまわないし、提案の概要をまず公表し、  
その後協議が進められ、この委員会での審査がされた結果が出るといった形で意見を出  
したいと思います。

続いて(2)、34 ページの改正案でいうと、従来は市の機関の考え方となっていたのを、  
「検討の結果及び理由」を結果として公表するという形にしたいということですがいかが  
でしょうか。

現状に合わせるということで、この形でいきたいと思います。

次、第 3 項第 2 号。

(宇田室長)

第 3 項第 2 号、委員のご指摘は、「市民提案に対する市の機関の考え方」の表現は、採  
否、理由などと明確にすべきということです。

(委員長)

これは同じことですか。

(宇田室長)

これが、現状に合わせて「検討の結果及びその理由」と書き改めたものです。

(委員長)

それではいいですね。

第 14 条お願いします。

(宇田室長)

第 14 条、評価委員会の規定です。35 ページの第 1 項、委員会の役割として評価機能、建議機能を加えるかどうかということです。結論としては位置付けるということで、36 ページの第 2 項の黄色い部分、「調査し、及び審査するとともに、市の機関に意見を述べることができる。」を加える内容になりました。

(委員長)

簡単に言えば、建議機能を付けるということです、表現は、意見を述べるとなっていますが、いかがですか。

ただし、「とともに」だと両方になってしまいます。「調査し、審査し、又は」ですね。同時ということ、「又は」は同時も含めますから、これ「とともに」だと表現上はまずいと思います。

それでは続いて、36 ページ、2 です。

(宇田室長)

部会規定の創設です。定足数ですが、例えば、この委員会の定数は 8 ですが、定足数が 6 人なので、2 人以上欠席すると開けなくなります。小委員会は何回か話題になりましたが、そのような理由で小委員会を開くことは不可能ですので、部会の規定を設けたらどうかということです。この委員会に関しては規則で位置付けていますので、規則の中に部会規定を第 7 条として、ご覧のとおり必要事項を設けたらいかがかという内容です。

(委員長)

3 分の 2 の出席を確保できないからという理由は少し違うと思います。むしろ、専門的な審議のために部会を開き、さらに揉み、それを親委員会で検討するという趣旨です。

いかがでしょうか。置かなくてはならないではなく、できる規定ですから、規則の話ですが、あるに越したことはないと思います。

(三木委員)

「その定めるところによる」というのは。第 7 条第 1 項ですが、部会の設置を誰が決めるのかということです。

(委員長)

「その定めるところにより」を削除し、部会を置くことができるでもいいし、何とかの審議をさせるためとか、理由を書けばいいと思いますので、そこは修正ということで入れたいと思います。

私からですが、36 ページの改正案の第 14 条第 2 項で「委員会は、市の機関の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査し、及び審査する」だけではありません。審査して終わりではなく、答申を出したり、提言を出したりします。諮問に応じて、調査、審査し、答申するのではないですか。諮問なら答申でいいと思いますが、アウトプットがないと思います。それで別に意見を述べるというなら分かりますが。条文の整理で、それはそれでい

いですか。「答申する」を入れるという意見です。

もう1点、36ページをご覧ください。第14条第4項の委員の構成ですが、第2号で公募による市民4人、これは市民、在住に限定しているということだと思いますね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

これは別に在勤を入れろという意味ではないのですが、いいですね。

それでは8時42分なので、今日はここまでにしたいと思います。

次は2月26日になりますが、他の事項もあると思いますので、条例の見直しについては、15、16、17、論点なしですが一応確認します。そして附則、追加事項等を見て、今日までの件をまとめておいてください。それを委員にフィードバックして、最後にまとめるということにしたいと思います。

それでは議事(1)の市民参加条例の一部改正については、今日はここまでとします。

## (2) その他

その他の審議事項はございますか。

(宇田室長)

ございません。

## 4 その他

(委員長)

では、審議事項以外のその他、事務局から何かありましたらお願いします。

(宇田室長)

現段階ではありません。

(委員長)

それでは次回ですが、2月26日の5時からということで、今日の続きと、次回行う案件を説明していただけますか。通常事項をやりますね。

(宇田室長)

はい。通常案件としては、現在までの実施状況、提案事項の検討、来年度の実施予定です。イレギュラーなものとして、市民参加手続を実施しない予定の案件で既に完結させてしまったものを追認していただくという内容もございますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

今日はかなり進みましたが、次回またよろしく願いいたします。

皆さんから特になければ、これで第4回の市民参加推進評価委員会を終わりたいと思います。

(草野委員)

すみません。前回のまとめのところの29ページに、庄嶋さんがアンケートをまとめているので、来月中にこの委員会に送付すると書いてありますが、それはどうなりましたか。

(庄嶋主査補)

それは前々回の議事録です。それで前回の資料として送付してあります。今ご覧になっているのは前々回の議事録です。

(草野委員)

失礼しました。

(委員長)

それでは、本日は長時間にわたりお疲れ様でした。

－ 以 上 －